平成２７年（フ）第８９１号
神戸市須磨区千歳町４丁目１番12号Ｓ・Ｋビル２Ｆ
破産者　株式会社コラボ
1　決定年月日　平成28年４月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第１２１号
北海道足寄郡足寄町南７条１丁目62番地
破産者　有限会社吉田タイヤサービス
1　決定年月日　平成28年４月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２７年（フ）第７４号
最後の住所　山形県米沢市大字長手3141番地
破産者　亡青野正満相続財産
1　決定年月日　平成28年４月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
山形地方裁判所米沢支部

平成２７年（フ）第３０７号
金沢市泉本町３丁目66番地４
破産者　下西さゆき
1　決定年月日　平成28年４月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
金沢地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第４７９号
静岡県浜松市中区高丘東４丁目12番17号
破産者　有限会社イマダ塗装工業
1　決定年月日　平成28年４月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２７年（フ）第４９９号
大阪市中央区北久宝寺町２－１－10－803、破産手続開始決定時の住所京都市下京区西木屋町通五条下る南京極町59番地９
破産者　安孫子弘通
1　決定年月日　平成28年４月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

破産債権の届出期間及び一般調査期日

平成２７年（フ）第１６３０号
札幌市西区八軒10条東３丁目４番18号　パナハイツエルム201号、申立時の住所札幌市西区発寒10条11丁目５番12号　エスコートガーデン発寒102号
破産者　原田　　隆
1　破産債権の届出期間　平成28年５月12日まで
2　一般調査期日　平成28年５月26日午後１時15分
平成28年４月14日
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第１１０９号
大阪府藤井寺市恵美坂１丁目15番24号
破産者　エム・ケー有限会社
1　破産債権の届出期間　平成28年５月14日まで
2　一般調査期日　平成28年７月14日午前11時
平成28年４月14日
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２７年（フ）第２９５０号
高知県室戸市佐喜浜町1674番地、開始決定時の住所大阪市平野区平野西５－５－32－601
破産者　中田　裕司
1　破産債権の届出期間　平成28年５月16日まで
2　一般調査期日　平成28年６月20日午後２時30分
平成28年４月14日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第２２９０号
横浜市戸塚区戸塚町2873番地４　はうす　すずらん　Ｃ号
破産者　矢原　裕美
1　破産債権の届出期間　平成28年５月20日まで
2　一般調査期日　平成28年９月５日午前10時
平成28年４月15日
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第３５８９号
大阪府豊中市今在家町20番９号
破産者　有限会社有機工業所
1　破産債権の届出期間　平成28年５月20日まで
2　一般調査期日　平成28年６月23日午後２時
平成28年４月15日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第７５号
大阪市住吉区住吉１丁目10番36号
破産者　夏井　良武
1　破産債権の届出期間　平成28年５月20日まで
2　一般調査期日　平成28年６月27日午後２時
平成28年４月15日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第２９７号
京都府木津川市木津南後背37番地68
破産者　行政書士村田伸二事務所こと　村田伸二
1　破産債権の届出期間　平成28年５月27日まで
2　一般調査期日　平成28年６月29日午前10時
平成28年４月15日
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２７年（フ）第７０７号
大阪府東大阪市新上小阪４番33号　千田方、事業所所在地大阪府八尾市新家町８丁目20番地
破産者　共伸ゴム工業所こと千田玄こと　朱　玉
1　破産債権の届出期間　平成28年５月30日まで
2　一般調査期日　平成28年７月25日午後２時30分
平成28年４月15日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第１５８号
福岡県久留米市諏訪野町2702番地１　エイルマンション諏訪野町703号
破産者　峰村　　圭
1　破産債権の届出期間　平成28年５月31日まで
2　一般調査期日　平成28年７月７日午前11時
平成28年４月14日
福岡地方裁判所久留米支部

債権者集会期日変更

平成２７年（フ）第６０号
山形県酒田市船場町２丁目４番12号
破産者　酒田新日株式会社
主文　平成28年５月23日午後２時の本件債権者集会（財産状況報告集会・計算報告・廃止意見聴取・債権調査）の期日を平成28年６月６日午後３時と変更する。
平成28年４月７日　山形地方裁判所酒田支部

平成２７年（フ）第６１号
埼玉県入間郡三芳町大字藤久保275番地７　鶴瀬コーポサンキョー206号（前住所　山形県酒田市東大町３丁目32番地の30）
破産者　加藤　孝紘
主文　平成28年５月23日午後２時30分の本件債権者集会（財産状況報告集会・計算報告・廃止意見聴取・債権調査及び免責審尋）の期日を平成28年６月６日午後３時30分と変更する。
平成28年４月７日　山形地方裁判所酒田支部

特別清算開始

平成２８年（ヒ）第２０３１号
東京都千代田区大手町１丁目８番１号
清算株式会社　株式会社フクロヤ
代表清算人　福田　利一
1　決定年月日　平成28年４月12日
2　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
東京地方裁判所民事第８部

特別清算協定認可

平成２７年（ヒ）第３００４号
大阪府豊中市上新田２丁目21番25号
清算株式会社　株式会社フジカワ
1　決定年月日　平成28年４月14日
2　主文　本件協定を認可する。
協定
第１　清算株式会社（被申立会社）は、第３項に定める協定債権者を除く各協定債権者（以下、「本件協定債権者」という。）に対し、協定債権のうち平成27年２月23日（特別清算開始決定日の前日）までの原因に基づいて発生した債権（以下、「弁済対象債権」という。）の2.48％の金員（ただし、１円未満を切り捨てる。）を、本協定の認可の決定が確定した日から１ヶ月以内に弁済する。弁済は、清算人代理人弁護士の事務所において行う。ただし、本件協定債権者が特定の金融機関の口座への振込送金を文書で求めたときは、その口座に振り込み送金する方法で弁済する。この場合の振込手数料は清算株式会社の負担とする。
第２　本件協定債権者は、前項の弁済を受けた時は、清算株式会社に対し、各協定債権の総額から各弁済額を控除した残額について、その債務を全部免除する。